

白百合女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1898（明治31）年に、フランスのシャルトル聖パウロ修道女会を設立母体として開設された高等女子仏英和学校を前身としている。1950（昭和25）年の短期大学の設置を経て、1965（昭和40）年に、東京都調布市に文学部の4年制女子大学として設立された。開学当初は3学科体制であったが、1985（昭和60）年に児童文化学科を増設し、現在は1学部4学科（国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科）体制となっている。また、大学院についても、1990（平成2）年に文学研究科修士課程を、1992（平成4）年に同博士課程を設置し、現在は1研究科修士課程5専攻（発達心理学、児童文学、国語国文学、フランス語フランス文学、英語英文学）、博士課程3専攻（発達心理学、児童文学、言語・文学）を擁している。

母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、「カトリシズムの世界観による人格形成」を建学の精神とし、「真・善・美」というキーワードのもとに、「清楚・謙虚さの中に気品を保ち、豊かな人間性と広い視野の上に専門的な知識を備えた自立的女性の育成」という教育目標を掲げている。これらの建学の精神や教育目標は「白百合女子大学学則」「白百合女子大学大学院学則」に定められるとともに、『学生生活ガイドブック』やホームページ、『大学案内』『大学院案内』などにも掲載され、学生や教職員のみならず、受験生や社会一般の人々へも周知されている。さらに、教育課程において「キリスト教学I・II」「宗教学I・II」を必修科目とし、ミサや講演会などのアセンブリー（集会）をとおして、学生の建学の精神の涵養にも努めている。

また、貴大学は、社会貢献にも積極的で、小学生や高校生を対象とした「フランス語教室」や「フランス語コンクール」の実施、地域と連携したエコキャンパス化への取り組みなどを行っている。

学生へは、きめ細かい教育・研究指導や進路指導が行われているが、その一方で、大学院教育では組織的・体系的な仕組み作りが不十分な面も見受けられる。また、学

部における定員管理も適切になされているとはいがたい。長所をさらに伸ばしながら、女子高等教育への社会の要請に応えるべく、さらなる努力を期待したい。

二　自己点検・評価の体制

2000（平成12）年度に全学的規模で自己点検・評価を行って以降、2008（平成20）年度に今回の本協会による大学評価（認証評価）に対応する取り組みを開始するまでの間、自己点検・評価活動を継続的に行っていなかったことは、貴大学の掲げる「研究・教育の水準を保証するとともに、さらなる向上を図るために、独自の自己点検・評価システムを構築し、これに全教職員が関わることで、恒常的に機能させる」という到達目標に照らしても問題である。

2008（平成20）年度から再開した自己点検・評価活動は、まだその緒に就いた段階である。固有の組織や規程を整備して、評価の手続き・方法を確立するなど、評価結果を改善・改革に向けて生かすためのシステム作りについて、組織的な取り組みが遅れているので、改善が望まれる。

三　長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

現在、1学部4学科2専攻と、学部の各学科・専攻に基づく1研究科修士課程5専攻、博士課程3専攻を擁している。

また、学生が所属しない教育研究組織として「宗教科」と「共通科目」を、さらに付属施設としてキリスト教文化研究所、発達臨床センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センター、生涯発達研究教育センターの5つの附置研究所・センターを設置し、学部および大学院と連携して高度な専門教育を実現する体制を整えている。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

文学部

「建学の精神」および「教育目標」を実現するために、キリスト教ヒューマニズムに基づくリベラル・アーツ型教育の観点から教育課程を編成し、「宗教学科」「共通科目」「外国語科目」をバランスよく配置して、総合的な判断力をもち、豊かな人間性を備え、高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

しかし、基礎教育を担う全学共通カリキュラムと各学科・専攻の専門科目が、全学の教育目標との関係においてどのように関連しているか、また、専門教育に関する科目と免許取得に関する科目が、各学科・専攻の教育目標との関係においてどのように関連しているか、それらを編成する責任主体はどこにあるかなどが、必ずしも明確に

なっていない。また、カリキュラム改正前後の科目の取り扱いを、同一のカリキュラム表に記載して学生に明示しているため、休講（未開講）科目が多数あるように見受けられるので、学生の誤解を招かぬよう、記載の方法を工夫することが望まれる。

なお、全学横断的な初年次教育科目として、「キリスト教学Ⅰ」「情報科学基礎演習A・B」を開講し、導入教育を行っているが、多様な学生に対応するために、より学生の実状に即した科目の開設や配置方法などについて検討することが望まれる。

文学研究科

「キリスト教精神による人格形成を根底に据え、学部の学士課程教育を基礎として、より深い学識と高い研究能力を育成する」という目的を実現するために、「学士課程と修士課程、さらに修士課程と博士課程との間における教育・研究指導の連続性と発展性を保つ」べく、教育課程を編成している。

しかし、修士課程の一部の専攻では学部の開講科目を、博士課程の全専攻で修士課程の開講科目を、それぞれ修了要件として認定している。さらに、修士課程と博士課程だけでなく、学部と修士課程・博士課程との間でも、合同で授業を行っている科目が見受けられるので、こうした科目については、位置づけを明確にするとともに、履修資格を設定するなど、履修対象者を明確にすることが望まれる。

また、修士課程、博士課程の多くの専攻において、研究指導が科目として教育課程に位置づけられていないことは、論文作成などに関する指導計画と開講科目との関連性からも問題があり、改善が望まれる。

（2）教育方法等

文学部

1クラスあたりの学生数が40人未満の授業が全体の4分の3を占め、きめ細かい授業が展開されている。履修指導については、入学直後のオリエンテーション・キャンプをはじめとして組織的に取り組んでおり、各学科・専攻で学年ごとに配置されている教員アドバイザーも、学生からの履修相談に隨時応じるなど、丁寧な指導が行われている。

しかし、1年間に履修登録可能な単位数の上限が設定されていない、または、上限が高い学科・学年が見受けられるので、改善が望まれる。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、「白百合女子大学FD推進委員会規程」に基づき、「FD推進委員会」を設置して、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための取り組みを進めているが、一部の授業で統一フォームを用いた学生による授業評価アンケートが実施されているものの、その評価結果が学生に公表されていないなど、取り組みが不十分なので、教育改善に向けて、

さらに組織的に取り組む必要がある。

また、シラバスについては、一定の書式のもと作成されてはいるが、その記述内容や量に科目間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

文学研究科

教育・研究指導に関しては、修士課程、博士課程ともに、指導教員による個別指導が行われているが、専攻ごとに実施する論文構想発表や中間発表会などにおいて、学生は指導教員以外からの指導も受けられる仕組みになっている。

また、学生は修士課程・博士課程の1年次に「指導教員届」を教務課に提出し、その他の学年については、履修登録時に指導教員の署名のある「履修科目一覧」を提出しているが、履修指導は組織的に行われておらず、個々の指導教員に委ねられている。今後は、発達心理学専攻で導入されている複数指導制も含め、学生指導のあり方を専攻内で共有していく仕組みの検討・改善が望まれる。

シラバスにおいて、成績の「評価方法・基準」についてはある程度記載されているものの、「授業計画」の記述については具体性を欠くものが散見されるので、改善が望まれる。また、大学院のFDについても、いまだ「検討を開始した段階」にとどまっているので、具体的、組織的な取り組みが望まれる。

(3) 教育研究交流

文学部

国外との教育研究交流に関しては、学生の海外の協定校および認定校への派遣・受け入れや、教員の海外への派遣や外国の研究者の受け入れなど、「双方向の交流」に取り組んでいる。また、2008（平成20）年度から「大学教育の国際化加速プログラム」による、留学生間のネットワーク構築への取り組みも行われている。

今後は、「国際交流室」を中心に、より一層国際交流を進め、国際化や国際交流の推進に関する全学的な方針の明文化や、海外で学生や教職員に事故などが生じた場合に対処する危機管理規程の策定などについての検討が望まれる。

なお、国内については、他大学との単位互換などによる教育研究交流は行われていないので、今後の取り組みを期待したい。

文学研究科

国内の他大学大学院との間で委託特別聴講生制度などを整備しており、学生の派遣・受け入れとともに、毎年一定の実績がある。また、一部ではあるが、外国人留学生の学修支援のためにチューターによるサポート体制も整備されている。

しかし、「大学院レベルにおける長期留学や学位取得の支援など、教育の国際化に

取り組むことを表明している」ことに鑑み、国際化や国際交流の推進に関する大学院としての基本方針を明文化し、組織的に取り組むことが望まれる。

（4）学位授与・課程修了の認定

学位授与方針および学位授与基準は、「白百合女子大学大学院学則」および「白百合女子大学大学院学位規則」に定められ、『学生生活ガイドブック』で学生に周知されている。しかし、到達目標に掲げる「学生に対する履修・研究指導のさらなる制度化」のためには、各専攻レベルでの指導方針および研究指導体制を明確化するとともに、学位審査の客観性・厳格性を確保するために、学位論文審査基準を学生に対して明示することが望まれる。また、児童文学専攻および言語・文学専攻において、過去5年間の課程博士の学位授与が極めて少ない点は、対応が望まれる。

修士課程の学位審査については、原則として指導教員を主査、その他の教員2名を副査とする計3名からなる審査委員会で審議される。博士課程の学位審査についても同様に、指導教員を主査、その他3名の教員を副査とする計4名からなる審査委員会で審議されるが、場合によっては、学内外の教員を副査にあてるこども可能となっており、適切な審査体制が整備されている。

なお、博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ずに学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の研究環境の整備などを併せて検討し、円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

「本学の入試に対する信頼性を高めるため、学力試験の適切性や各種入試における選抜の公平性を恒常的に検証する」という到達目標を達成するために「入試委員会」を設置して、学生の受け入れのあり方を恒常的に検証している。また、ホームページなどにおいて入試結果を公表し、受験生に対する説明責任の遂行に配慮しているが、受験生からの入試結果の開示請求に対応する手続きは、明示されていない。

文部科学省により是正するよう指摘されてきたにもかかわらず、学部および学科・専攻において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、改善が望まれる。また、学生の受け入れ方針に則って、多様な入学者選抜方法を導入しているが、各学科の募集定員が「若干名」と設定されているAO入試で、過去5年間において学部全体で相当数の入学者を受け入れていることや、指定校推薦入試、姉妹校推薦入試、姉妹校特別選抜推薦入試の各出願要項において、募集定員に関する記載が不明確であることは、公正な学生の受け入れの

観点から、改善が望まれる。

なお、大学院学生の受け入れに関しては、修士課程、博士課程とともに、適切な定員管理が行われている。

4 学生生活

「学生が安心して学生生活を送ることができるよう、きめ細やかな経済的支援体制を構築する」という到達目標を実現するために、「白百合女子大学奨学金」をはじめとする大学独自の奨学金制度を設け、毎年、申請者の多くに奨学金の給付を行っていることは評価できる。

セクシュアル・ハラスメント防止のため、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」を制定して、委員会や相談窓口を設置するとともに、『セクシュアル・ハラスメント相談の手引き』などのリーフレットを配布し、学生や教職員に周知している。さらに、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどのハラスメント全般にまで対象を広げた「ハラスメント防止規程」も2010（平成22）年に制定している。

学生の心身の健康に関する指導相談のために学生相談室や健康相談室が設置され、専門家が対応する支援体制が整えられている。また、教員によるアドバイザー制度を導入し、学業、学生生活、経済上の問題、進路などの相談にも応じているが、よりきめ細かい学生サポートを実践し、学生の変化に柔軟に対応できるよう、制度の検証・見直しが予定されている。

学生の就職指導については、キャリア支援課を中心にさまざまなキャリア支援プログラムを実施するなど、積極的な取り組みが行われている。特に、3年次生全員に対して個別面談を実施して、就職などの進路指導相談を行っていることは評価できる。

5 研究環境

「“真理の探究”を『教育目標』の一つとして掲げる本学において、教員個人の研究活動はもちろん、附置研究所・センターなど組織的な研究活動の活性化を図ることが重要であり、そのために大学全体として学術的な活動を支える環境を整備すること」という到達目標のもと、附置研究所・センターおよび学科・専攻ごとに紀要や論集が毎年発行されており、教員1人あたりの著書・論文数、口頭発表数などもおおむね良好である。また、研究環境を整備するために、個人研究費をはじめ、研究奨励費、共同研究費など研究に必要な諸費用のほか、特別研修制度が整備されており、研究活動に必要な研修機会も保障されている。

科学研究費補助金の採択率が2006（平成18）～2007（平成19）年度においては5%と低かったが、申請を支援する体制を整備したことに伴い、2008（平成20）年度には23%へと向上した。今後も、継続的に教員の申請を支援する体制を整備するとともに、

採択に向けた積極的な取り組みに努めることが望まれる。

6 社会貢献

「社会・地域への教育活動を積極的に展開」し、「教員のみならず学生による社会貢献活動をバックアップ」するという到達目標のもと、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」に参画し、プロジェクト活動やボランティア活動を行っているほか、調布市文化・コミュニティ振興財団主催の「ちょうふ市内・近隣大学等公開講座」の運営にも参加し、講師派遣を行っている。近隣地域における教育・保育ボランティア活動などへの学生の参加も支援し、公開講座として「宗教講座」「教員養成講座」などを実施している。中でも、フランス語教育研究会主催による「小学生のフランス語教室」や「高校生のフランス語コンクール」の開催などは、特色ある取り組みとして評価できる。

また、地方公共団体関連の協議会などにも一部の教職員が委員として参加し、政策形成などに貢献している。さらに、女子大学という特性上、制限を設けたうえではあるが、大学施設の地域への開放も行っている。

7 教員組織

学部の専任教員数については、大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っており、専任教員1人あたりの学生数も適切である。また、実験・実習を伴う教育、外国语教育、情報処理教育などを補助するためのティーチング・アシスタントや非常勤職員などもおむね適切に配置されている。ただし、専任教員の年齢構成においては、51～60歳の年代の占める割合がやや高くなっているため、今後の人事計画において配慮が望まれる。

教員の任免・昇格の基準と手続きに関しては、「教職員就業規則」「白百合女子大学教員選考基準」「白百合女子大学教員選考手順内規」に規定されている。しかし、最終候補者選定に至る手続きについては各学科・専攻に委ねられている。

大学院についても、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たす十分な専任教員が配置されているが、大学院担当教員の選考に関する内規などが定められていないので、改善が望まれる。

8 事務組織

専任職員73名、非常勤職員51名の半数以上が女性職員となっており、管理職や部長相当職でも多くの女性職員が登用されている。

事務組織と教学組織の間の連携協力は、「運営委員会」や各種委員会を通じて緊密に行われているが、国際交流活動において、職員と教員の協同をさらに進めていくこ

とが今後の課題である。また、「特定の部署に超過勤務が偏っていたり、事務職員の人事制度に関する基準がなく、異動の時期なども明確化されていない」点は、改善が望まれる。

大学院独自の事務組織は設置されておらず、学部の事務組織が大学院の事務も担当しているが、大学院独自の問題に対応するための事務組織体制のあり方についても検討することが望まれる。

なお、職員の研修については、学内全体研修や初任者研修を毎年行い、外部研修機関を利用して専門的業務のための研修を実施するなど、適切な研修機会が確保されている。

9 施設・設備

校地面積、校舎面積とともに、大学設置基準を上回っており、耐震補強工事やアスベスト対策も適切に行われている。施設・設備については、ほぼすべての教室にAV関連機器を配備し、パソコンもおおむね十分な台数が設置されているなど、教育・研究に必要な環境が整備されている。また、公認の課外活動団体すべてに部室を用意するなど、学生の多様な課外活動や学生生活をサポートする施設も整備されている。

ゴミ減量化やリサイクルを学生とともに推進し、「エコキャンパス化」に積極的に取り組むことにより、50%の資源率（産業廃棄物中のリサイクルの割合）を達成し、調布市の実施する「調布エコ・オフィス」認定制度で最も評価の高い「ゴールド・ランク」の認定を受けるなど、その取り組みは高く評価できる。

施設・設備および機器・備品の維持・管理は管理課および情報システム管理課が分担して担当しており、衛生・安全の確保を目的とした「安全衛生委員会」も設置され、適切に管理されている。ただし、古い校舎などにおいては、バリアフリー化が不十分な部分が残されているので、今後の対応が望まれる。

10 図書・電子媒体等

図書館の図書の購入は、「図書館運営委員会」および「選書ワーキンググループ」が利用者のニーズを勘案しつつ行っている。また、貴重書の画像データベース化に積極的に取り組んでおり、図書館のホームページ上で公開し、学内外の研究者の利用に供していることは評価できる。

閲覧座席数は206席（全学収容定員に対して12.1%）、図書館内での貸し出し用ノートパソコンは23台あり、図書資料や雑誌紀要も十分な量を所蔵している。

開館時間については、平日は最終授業終了後も利用できるように設定されており、試験期間中には「日曜開館」も行われ、授業補講日も平日と同じ開館時間を確保するなど、改善が図られている。

国立情報学研究所のGeNiiやアメリカ心理学会の作成するPsyCINFOなどの学術データベースへのアクセス環境を整え、他機関との相互貸借・文献複写サービスを実施しているほか、近隣の大学図書館や公立図書館、「日本カトリック大学連盟図書館協議会」加盟図書館とも相互協力をを行い利用者の利便向上に努めている。しかし、地域への図書館の開放については、女子大学という特性から、一定条件下での実施にとどめている。

1.1 管理運営

学長の選任については、「学校法人白百合学園寄附行為」および「学校法人白百合学園 学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程」に基づき行われている。

学部については、文学部のみのため学部長を置かず、「白百合女子大学教授会規程」に基づき、学長が教授会の議長を務めている。教授会は教学にかかる事項の審議機関として位置づけられており、専任教員の任免に関しては特別教授会で審議されている。また、大学の企画・運営に関して学長を補佐するために運営委員会が設けられている。このように諸機関間の役割分担・機能分担に基づいて、学部の管理運営は適切に行われているものの、各学科・専攻における会議や各委員会の規程が未整備なので、改善が望まれる。

大学院については、「白百合女子大学大学院学則」に基づいて、学長を議長とする大学院研究科委員会が設置され、大学院の学事管理・運営が行われている。しかし、研究科委員会の運営や研究科の専門委員会に関する規程は未整備である。また、学長の選任によって置かれている大学院研究科長の選出の手続きや権限・職務などに関する規程も未整備なので、改善が望まれる。

1.2 財務

到達目標として、①財務計画の策定、②補助金・寄付金の増加、③予算編成・内部監査の充実をあげているが、具体的な取り組みが示されておらず、単なるスローガンにとどまっている。

財務状況については、入学者数は安定しているが、運用収入の減少および寄付金の低減、さらには人件費の増加により、帰属収支差額が急減している。主要施設の耐震工事も控えているので、財務状況を勘案しつつ計画的に進めることに留意されたい。また、貴大学自らが指摘しているように、管理運営面に関して、事業計画の立案、予算編成などに際し、関連部門の参加や重層的な意思決定が行える総合的な取組体制に変えていく必要がある。さらに、全国展開している学校法人全体（大学の比重は約3割）の状況を見ると、相次ぐ大型投資などに伴い、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が90%を超え、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低減傾向

にあり、各学校の独立採算を前提とするとしても、中期的には法人全体に目配りした取り組みが望まれる。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務に関する状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

2009（平成21）年度に行われた自己点検・評価結果については、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、大学ホームページに掲載して一般に公開している。

財務情報についても、大学ホームページや大学ニュース『リスプラン』に財務三表などを掲載しているほか、事業報告書に個々の財務資料の説明を加えるなど、一般の人にも分かりやすい情報公開を心がけている。しかし、財務資料の公開が単年度のものに限られているほか、2009（平成21）年度の財務資料が2011（平成23）年1月に公開されるなど、対応の遅れも見られるので、今後は、財務資料の経年的な掲載および迅速な情報公開が望まれる。

大学関係者からの情報公開請求への対応については、統一的な窓口は存在せず、それぞれの事項を担当する部署が事務局長と協議して対応することになっており、情報公開請求への対応手続きなどが明確になっていないので、改善が望まれる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 社会貢献

1) 2000（平成12）年から実施している、フランス語教育研究会主催による「小学生のフランス語教室」では、教員の指導の下、教職課程履修者の大学院・学部学生が授業を担当しており、地域貢献だけでなく、学生の実践的な教育活動の場としても機能している。また、「高校生のフランス語コンクール」も1993（平成5）年から実施しており、これらは、貴大学の建学の精神にもかかわりがある特色ある取り組みとして高く評価できる。

2 施設・設備

1) 「エコキャンパス化」へ積極的に取り組み、50%の資源率（産業廃棄物中のリサイクルの割合）を達成して、調布市が実施する「調布エコ・オフィス」認定制度において最も評価の高い「ゴールド・ランク」の認定を、2008（平成20）年度に受けている。さらに、落ち葉を回収して腐葉土として利用し、生ゴミなどを堆肥化させ土壤づくりを推進するなどの「ゴミ減量化の推進」や、廃棄す

るOA機器を学内回収センターに集約させ、利用可能なパーツの取り外しを行うなどの「リサイクルの推進」の取り組みを学生と連携して行っていることは、高く評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 文学研究科において、修士課程と博士課程でほぼ同一の科目が開講されていることは、学位プログラムの趣旨に照らして問題であり、改善が望まれる。また、文学部と修士課程・博士課程との間でも共通の授業が設けられ、合同で授業が行われている科目が見受けられるので、改善が望まれる。
- 2) 文学研究科修士課程では、発達心理学専攻を除いて、研究指導を行う科目が教育課程に位置づけられていないので、改善が望まれる。

(2) 教育方法等

- 1) 文学部では、英語英文学科の1・2年次を除く全学科・学年において、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていない。また、英語英文学科の2年次においては、履修登録できる単位数の上限が60単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
- 2) 文学部では、学生による授業評価アンケートの実施が一部の授業に限られているうえ、その結果の活用は各教員に委ねられ、学生にも公表されていないので、教育改善につながるよう、組織的に取り組むことが望まれる。
- 3) 文学部のシラバスにおいては、成績評価の方法と基準が明確に書き分けられていないものや、各回の授業内容が記載されていないものがあり、科目間で精粗が見られるので、改善が望まれる。また、文学研究科のシラバスにおいても、「授業計画」に具体性を欠くものが散見されるので、改善が望まれる。
- 4) 文学研究科では、履修指導が組織的に行われていないので、改善が望まれる。
- 5) 文学研究科のFDについては「検討を開始した段階」であり、具体的な取り組みが行われていないので、大学院独自の組織的な取り組みが望まれる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 文学研究科では、修士課程・博士課程ともに学位論文審査基準が明示されておらず、また、各専攻レベルでの研究指導体制についても明確化されていないので、『履修要覧』などに明示することが望まれる。
- 2) 文学研究科博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、

再入学などの手続きを経ずに学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 文学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.26と高い。各学科で見ても、国語国文学科と児童文化学科児童文学・文化専攻とともに1.31と高くなっている。また、収容定員に対する在籍学生数比率も学部で1.27、学科では国語国文学科が1.32、児童文化学科児童文学・文化専攻が1.36、児童文化学科発達心理学専攻が1.32と高いので、改善が望まれる。
- 2) 文学部では、AO入試について過去5年間の推移を見ると、すべての学科・専攻において、募集定員が若干名であるにもかかわらず、相当数の学生（全入学者数の20%前後）を受け入れているので、改善が望まれる。
- 3) 文学部の指定校推薦入試、姉妹校推薦入試、姉妹校特別選抜推薦入試の各出願要項には、推薦入試全体で定められている募集定員が記載されており、受験生に対する提示が不明確であるので、公正な学生の受け入れの観点から改善が望まれる。

3 教員組織

- 1) 大学院担当教員の選考基準に関する内規などが定められていないので、改善が望まれる。

4 管理運営

- 1) 各学科（専攻）における会議や各委員会の規程、大学院研究科委員会の運営や研究科の専門委員会に関する規程、大学院研究科長の選出の手続きや権限・職務などに関する規程などが未整備のため、関連する規程・基準の整備や明文化が望まれる。

5 財務

- 1) 財務状況について、大学において主要施設の耐震工事を控えており、その他の施設も昭和40年代の建物が複数見られるので、大学として安定的な経営数値を確保しているうちに、中期的な財務計画の具体化が求められる。

6 点検・評価

- 1) 2000（平成12）年度に全学的規模で自己点検・評価を行って以来、今回の本協

会による大学評価（認証評価）に向けた取り組みを開始する2008（平成20）年度まで、自己点検・評価活動が継続的に行われておらず、自己点検・評価の結果を改善・改革に結びつけていく制度やシステムの整備が不十分である。今回の自己点検・評価を機に、不斷に自己点検・評価を実施し、改善・改革を行っていくことが望まれる。

7 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者からの情報公開請求への対応については、情報開示の手続きや方法などが明確になっていないので、改善が望まれる。

以上